

## 第 1 1 号議案

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例の  
制定について

亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を  
改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長      桂   川   孝   裕

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和 4 0 年亀岡市条例第 2 4 号）の一部を  
次のように改正する。

別表第 1 の備考第 1 項第 1 号ただし書中「計算する場合には、」  
の次に「支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律  
第 6 5 号）第 2 0 条第 4 項の支給認定保護者をいう。以下同じ。）  
又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市（地方  
自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定  
都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する  
者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住  
所を有する者とみなし、並びに支給認定保護者又は当該支給認定保  
護者と同一の世帯に属する者が地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 1 号  
イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又  
は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚  
姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしてい  
ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をして

いないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する者を同号に規定する寡婦とみなし、及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する者を同号に規定する寡夫とみなして算定するものとし、」を加え、同表第1の備考第5項中「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の支給認定保護者をいう。以下同じ。）」を削る。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の亀岡市立幼稚園条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。

## 亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 地方税法の一部改正により指定都市の市民税率が8%（指定都市以外については、従来どおり市民税率6%）に改められたことに伴い、支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域に住所を有する者とみなして保育料を算定すること。
- 2 未婚のひとり親（婚姻によらないで母又は父となった者で、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていないもの）を地方税法上の寡婦（寡夫）とみなし、寡婦（寡夫）控除が適用されるものとして保育料を算定すること。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、平成30年9月1日から適用すること。